

証券コード 6993

株 主 各 位

2023年6月9日

東京都港区港南四丁目1番8号

大黒屋ホールディングス株式会社

代表取締役社長 小川 浩平

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<http://www.daikokuyajp.com>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR投資家の皆様へ」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6993/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大黒屋ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6993」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

【電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権行使に際しましては、40頁記載の「電磁的方法（インターネット）による議決権行使について」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪二丁目1番13号 高輪タウンハウス内
高輪アンナ会館 ホール
3. 目的事項
報告事項 (1) 第114期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第114期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項
議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1)書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会にご出席いただく場合は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

事業報告

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス（以下「COVID-19」という。）感染症に関する行動制限の解除や渡航制限が撤廃された事に伴うインバウンドにより、経済活動は持ち直し始めましたが、中国における政策転換に伴う感染の拡大やウクライナ情勢長期化等の影響を受けた資源価格の急激な高騰に加え、日米金利格差や世界景気動向を受けた為替相場の乱高下等もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境は、COVID-19下のリベンジ消費、物価高や急激な円安に伴い高級ブランド品価格がウクライナ危機前まで上昇しましたが、その後米国の金利引き上げもあり、IT関連銘柄の下落、金融市場の混乱、景気動向の不透明感から、円安進行による円建での価格上昇により、堅調に推移し始め、昨年10月11日より渡航制限が撤廃された事に伴うインバウンド復活により、売上高はコロナ前の水準に向かって戻りつつあるものの、中国人渡航者に関しては個人渡航者の制限が撤廃されましたが、かつての爆買いの主要因でありましたツアー渡航者の制限が未だ続いているものの、昨今の世界情勢を踏まえすと、中国でのインバウンドの全面解禁及びG7 サミット開催を背景とした更なる渡航者の拡大や国内コロナ施策解除に基づく、買取・販売の増加がまもなく起きる事が期待されます。

当社グループでは、かかる現況下、コロナ禍による中国大陸からの渡航者のインバウンドや国内店舗での買取・販売の伸びが期待されず、リスクを回避したオペレーションを行っていました。今後、これらが改善し需要回復に向かう事に伴い、買取・販売が増加する事が見込まれ、今後の新たな需要機会に備えた体制を整え、攻めの経営に転じて参ります。加えて、ブランド品の買取に際して、株式会社大黒屋（以下「大黒屋」という。）を中心とした永年に亘る顧客基盤、KYC判断能力、商品中心とした真贋鑑定及び査定力、そして在庫回転期間の一層の短縮化を強化し、更なる飛躍をしていきたいと考えます。

このような状況下、当社グループの当連結会計年度の売上高及び利益は上記不安定な相場環境に対応する為、上期に引続き高額品の在庫の圧縮に努めた事及び海外渡航者規制緩和によるインバウンド需要の回復はあったものの大黒屋の主要顧客である中国人渡航者における渡航制限が継続された事もあり、売上は減収するも利益は大幅に改善となりました。

(売上高)

当社グループの当連結会計年度の売上高は、12,452百万円（前期比4,929百万円減、同28.4%減）となりました。その主な要因は以下の通りであります。

まず、当社グループの根幹会社である大黒屋において、当連結会計年度の売上高は12,167百万円（前期比4,935百万円減、同28.9%減）となりました。

この減少要因は、先に事業環境で記載した通り、大黒屋では高級品相場の混乱から被る潜在的コスト負担を緩和すべく、上期に引続き一歩引いて効率的在庫管理を行い、更に一部店舗を買取専門店に特化し商品構成を変更した事によるものです。その結果、リアル店舗全体での売上高（リアル店舗による販売の事：以下「リアル」という。）が減少し、リアル5,880百万円（前期比4,740百万円減、同44.6%減）となりました。

また、ネット店舗商品売上高（インターネットによる店舗販売の事：以下「ネット」という。）においても広告効率の改善などの継続的なEC販売の強化活動を展開したものの中国でのコロナ施策の逆風を受け1,852百万円（前期比350百万円減、同15.9%減）となりました。

一方、本部商品売上高（古物業者市場等への販売のこと）については、コロナ禍の影響が緩和され市場が活況を呈してきた事もあり3,431百万円（前期比83百万円増、同2.5%増）となりました。

併営する質料収入においては、コロナ禍の影響下大口が減り小口顧客が増えた事から質料（貸付金利息）は845百万円（前期比60百万円増、同7.7%増）となりました。なお、質草預りに伴う営業貸付金残高(2,136百万円)は前年同期比334百万円増加しており来期以降の質料アップが期待出来、更に質屋業はコロナ禍の影響下でも顧客の逼迫した金繰り要請に応える事が出来る事から今後も強化して参ります。

また、越境関連としましては、越境EC、ライブショッピング等の売上が820百万円（前年同期比126百万円減）と順調に増加していますが、一方で中国におけるゼロコロナ政策の転換による感染拡大で同国内における買取販売業の成長が鈍化しました。更に一昨年7月より開始したChrono24も488百万円と順調に推移しております。

（利益）

当社グループの営業利益は129百万円（前期比65百万円の改善）となりましたが、その主な要因は以下の通りであります。

まず、大黒屋において売上総利益は3,386百万円（前期比124百万円減、同3.5%減）となりました。この要因は店舗商品売上総利益（リアル）が売上高の減少に伴い1,334百万円（前期比426百万円の減少、同24.2%減）となった一方、店舗商品売上総利益（ネット）は410百万円（前期比64百万円の増加、同18.7%増）となり、本部商品売上高の売上総利益は746百万円（前期比81百万円の増加、同12.3%増）となりました。また質料（貸付金利息）は845百万円（前期比60百万円の増加、同7.7%増）となりました。なお、質料収入はそのすべてが売上総利益となります。

一方、大黒屋において、売上総利益率は27.8%(前期比7.3%の改善)と大幅に改善しております。その要因は、入国者数上限撤廃によるインバウンド回復等に伴い、買取価格及び販売価格を見直した結果、粗利率の高いバッグの回転率が上昇し、上期から下期に売上総利益率(上期25.4%、下期30.6%)が大幅に改善したためです。

大黒屋の販売費及び一般管理費につきましては、ポスト・コロナを見据

え費用対効果の観点から広告宣伝効率を改善しながら広告投資を積極的に行った結果、2,873百万円（前期比218百万円減、同7.1%減）と改善しました。なお、大黒屋では、のれんを計上しているため、年間償却費541百万円を販売費及び一般管理費に含めておりますが、連結決算においては、のれん償却費を消去するため、当該金額を控除した金額で記載しております。

以上の結果、大黒屋の営業利益は513百万円（前年同期比94百万円の増加、同22.4%増）となりました。

一方連結決算では上記の通り大黒屋ののれん償却費が相殺される事により営業利益は129百万円（前期比65百万円の改善）となりました。当社グループの経常利益は、31百万円の経常損失（前期比67百万円の改善）となりました。これは上記営業利益の改善と支払利息/手数料の改善によるものです。

以上の結果、当社グループの税金等調整前当期純利益につきましては65百万円の損失（前期比45百万円の改善）となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、275百万円の損失（前年同期比17百万円の改善）となりました。

なお、大黒屋において企業評価指標の一つであるEBITDAは600百万円（前年同期比123百万円の増加）となりました。

以上の通り当連結会計年度において売上は減収するも利益は大幅に改善となりました。

セグメント別の業績の状況につきましては以下の通りであります。

イ. 質屋、古物売買業

当連結会計年度における質屋、古物売買業の売上高及び営業利益は、それぞれ12,174百万円（前期比4,929百万円の減少、同28.8%減）、462百万円の営業利益（前期比109百万円の増加、同31.0%増）となりました。

その主な要因につきましては、業績の概況にて記載しましたように、大黒屋において市場業者への売上は増加したものの店舗全体の売上高の落ち込みによるものです。

ロ. 電機事業

当連結会計年度における電機事業の売上高及び営業利益は、それぞれ277百万円（前期比0百万円の増加、同0.0%増）、62百万円（前期比0百万円の減少、同1.2%減）となりました。

電機事業においては、今もなお電機業界全体において設備投資の抑制が続いている事もあり、最終ユーザーによる設備の新設工事や点検工事などは年々減少しているのが実情であります。また、資材（原材料）価格の上昇や後継者不足による小規模下請け業者の廃業など、より一層厳しい環境が続いており、当社の電機事業にも大きな影響を与えています。

このような状況の下、当社電機事業部門におきましては、適正な利益を確保するため常に販売価格の見直しを行うとともに、製造原価の上昇を抑えるべく仕入先の転換（新規仕入先の拡充等）、現行取引ユーザーとの協力体制の拡充等、さまざまな手法をとって利益率の確保を目指し改善を行っております。

次期の見通し

当社グループの基本方針は粗利益率及び在庫回転率の最大化を目的とし、市場環境に応じて適正在庫を管理し、適正価格で販売する事により限界収益の極大化を図ることにあります。その中であって、中古ブランド品の流通は越境ECを始め全世界的規模で拡大し、当社グループが展望していた通り、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。当社グループではオフライン・オンライン及び国内外を一元として捉え、グループ全体での在庫回転率、粗利益及び交差比率を最大化するビジネスモデルを基本としての確且つ最適なタイミングでグローバル化、オンライン・オフラインでの店頭やネットでの需要に対し当社グループ販売員が夫々の顧客のニーズを把握し、買取状況を踏まえ、重畳的に店舗網を結びつけると共に中国現地に於いて展開している当社グループの強みを最大限に活用し、在庫回転率極大化、粗利益極大化していくと同時にエンドユーザーの状況を的確に把握し、在庫調整により商品リスクを回避しつつ利益の極大化を図って参ります。

一方大黒屋では同業他社と違い、質屋業という庶民金融を提供している事により、不況下、コロナ禍にあっても安定的な質料収益を確保出来る事から小売り店舗の収益のボラティリティを補完し、コロナ禍においても店舗及びオペレーションの期待収益率を抑え、安定的な経営基盤を有しており、かかるコロナ下でも業界同業他社と比較して影響を最小限に留めて参りました。

今後の見通しにつきましては、欧米各国でワクチン接種の効果によりコロナ感染率が低下すると思料される一方、当社グループの主要顧客であります中国からの来訪は未だツアー渡航が撤廃されておらず、当業界においても、国内外の感染症拡大の動向や世界経済の変動の影響は依然として大きく、先行きについては当面予断を許さない状況が続くものと思料され、ウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据えた持続可能な事業展開の確立が急務であると予想されます。

係る状況にあって当社グループでは、既にオフライン・オンラインでの買取販売のプラットフォームを構築しており、更に顧客ニーズに沿った買取販売システムを強化するため、当社グループの買取人及び販売員の“One to One CRMマーケティング”を強化していきます。

更に次期は従来の大黒屋の強みである、顧客ニーズ及び質屋業で培ったKYC管理能力を強化し、同社独自のサブスクリプションビジネスモデルを提示いたします。同ビジネスは現況国内外で伸長しており、今後とも成長が期待出来る分野であると考えております。

また、従来より同業他社が展開しているにも関わらず、大黒屋が展開して来なかったBtoBオンラインオークション事業を新たに展開していきます。同社は業者間市場において売り買いの最大手であり、同社内に市場を構築する事で同社のビジネスの基本である、在庫回転率最小化による、中古ブランド品のマーケットメイキング業務を強化し、同社の強みである値付力・真贋力を更に強

化出来るものと考えております。以上の通り、当社グループでは事業強化の為に①オンライン買取販売事業の拡大、②訪問買取・訪問質預り事業による新たな顧客の発掘、③庶民金融としての質屋事業の強化に努め、更に、大黒屋創業来76年で培った正確な真贋鑑定能力、過去の知見に起因するデータの蓄積及びそのDX化の結果として、当グループが構築した真贋鑑定システム、買取システム、Dynamic Pricing システム及びキュレーションシステム等の展開を奇貨として異業種との業務提携等を含め国内外のプラットフォーマーやブランド品関連企業へ提供していきます。異業種との業務提携につきましては、昨年4月にJTBと新たな事業を開始し、本年3月よりその第2弾を展開致しました。店舗施策においてはパルコ吉祥寺に本年3月に買取専門店を出店する等新たな店舗展開を取り組む事で持続可能な地域・社会づくりに貢献するビジョンの実現に向け経営基盤の強化を図って参ります。

令和6年3月期連結業績見通し（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
 [連結] (単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純損益
第2四半期	5,727	160	87	△65
当連結会計年度通期	12,148	510	366	4

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、15百万円です。これは主に、子会社である大黒屋の吉祥寺パルコ店に係る設備投資資金であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において経常的な資金調達ではない増資又は社債発行その他の重要な借入れ等は発生しておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第111期 (令和2年3月期)	第112期 (令和3年3月期)	第113期 (令和4年3月期)	第114期 当連結会計年度 (令和5年3月期)
売上高(百万円)	17,270	12,606	17,381	12,452
経常損失(△)(百万円)	△391	△712	△98	△31
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△1,844	△716	△292	△275
1株当たり当期純損失(△)(円)	△15.77	△6.13	△2.50	△2.35
総資産(百万円)	9,315	8,107	7,363	6,705
純資産(百万円)	2,541	1,769	1,475	1,224
1株当たり純資産額(円)	16.38	10.00	7.31	4.93

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第111期 (令和2年3月期)	第112期 (令和3年3月期)	第113期 (令和4年3月期)	第114期 当事業年度 (令和5年3月期)
売上高(百万円)	333	287	277	277
経常損失(△)(百万円)	△502	△469	△499	△542
当期純損失(△)(百万円)	△593	△561	△519	△597
1株当たり当期純損失(△)(円)	△5.07	△4.80	△4.44	△5.10
総資産(百万円)	8,703	8,693	8,767	8,833
純資産(百万円)	2,112	1,551	1,031	434
1株当たり純資産額(円)	17.85	13.05	8.61	3.50

(注) 1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率	主要な事業の内容
株式会社エスピーオー	10	100%	投資業及び有価証券投資
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	10	100% (100%)	投資業及び有価証券投資
大黒屋グローバルホールディング株式会社	6,757	91.3% (17.4%)	持株会社
株式会社大黒屋	318	91.3% (91.3%)	質屋、古物売買業
AU 79 LIMITED	0	91.3% (91.3%)	金融サービス持株会社
AG 47 LIMITED	0	91.3% (91.3%)	金融サービス持株会社
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	0	91.3% (91.3%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
CHANNTRY COLLECTIONS LIMITED	0	91.3% (91.3%)	質事業、中古宝飾品買取販売事業
ラックスワイズ株式会社	0	100%	中古品及び新品の衣料品等の受託販売
上海黛庫商業有限公司	50	100%	古物売買業

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社10社であります。

2. 議決権比率の()内の数値は、間接所有による議決権比率で、内数で記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの基本方針は粗利益率及び在庫回転率の最大化を目的とし、市場環境に応じて適正在庫を管理し、適正価格で販売する事により限界収益の極大化を図ることにあります。その中において、中古ブランド品の流通は越境ECを始め全世界的規模で拡大し、当社グループが展望していた通り、中古ブランド品事業の物品はその物流がグローバルに展開しております。

かかる状況下、当社グループのビジネスモデルはCtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開する事により、一般顧客より高く買取り、その都度市場状況を判断し、在庫リスクを極小化しつつ、在庫回転率を最大化する事で商品リスクを回避して顧客に商品を提供してきております。更に不況期に強い安定的な収入が期待できる質屋業を併営しており、コロナ下で厳しい小売業界において古物売買のみでは店舗の損益分岐点が低いと見られ、併設している質料収入及び上記適正在庫管理、収益管理により、コロナ下における影響を最小限に留めております。

一方、当連結会計年度に転じますと、COVID-19に関する行動制限の解除や渡航制限が撤廃された事に伴うインバウンドにより、経済活動は持ち直しはじめましたが、中国における政策転換に伴う感染の拡大やウクライナ情勢長期化等の影響を受けた資源価格の急激な高騰に加え、日米金利格差や世界景気動向を受けた為替相場の乱高下等もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

コロナ下においては、当社グループの強みである外部環境に応じたマネジメントにより、在庫リスクを最小限に抑える対応を行ってきました。今後、インバウンド復活によるコロナ禍経済からの回復が見られ始めており、当社グループではそれに呼応した形で前向きな経営を展開していきたいと考えます。

このような環境の中、今後の当社グループの連結収益の改善並びに経営基盤の強化を図るために対処すべき課題とその対処方針は以下のとおりであります。

① オンライン買取販売事業の強化

当社グループでは新たな成長戦略の一環として、オンライン事業拡大方針の下、EC事業を強化して参りました。コロナ禍において外出自粛やリモートワーク等の影響でEC利用の需要が拡大している中で、当社がグループをあげて継続的且つ積極的に取り組んでおります、(a)顧客にわかりやすいECサイトの開発、(b)EC掲載商品点数の向上、(c)EC広告の効率改善活動を一層進めて参ります。当社グループでは、ECにおける買取販売事業を更

に強化するため、システムにより情報を一元管理する事により店舗及びEC上の顧客を一元管理する事により顧客ニーズにあった商品やサービスの提供及び業務効率化のシステムを再構築するため令和2年11月にECサイトを一新しました。今後は同社のシステムをベースとした、グローバル化の一環として英語及び中国語による買取販売を更に強化して参ります。

また、買取販売事業の業務効率化及び顧客利便性向上のため、AIを駆使したデータベース分析に基づき、オンラインによる(a)グローバルでの中古ブランド品価格の適正化、(b)商品区分の整理の自動化による消費者の当社サイトへの商品掲載の容易化、(c)真贋鑑定の強化を推し進めて参ります。

② 質屋事業の強化

令和2年4月に発せられた第1回目の緊急事態宣言時に庶民金融である質屋業が個人の逼迫した資金ニーズを賄うものとして改めて再認識されました。かかる状況下大黒屋では創業以来75年で培った「質の大黒屋」としてのノウハウを活用して、顧客ニーズに応えるべく値付・真贋のできる店舗スタッフを育成・強化するとともに、来店出来ない顧客には訪問質預りに対応する等顧客の要望に応じて参りました。質屋業界最大手として今後も更に一層庶民金融の一翼を担って参ります。

③ 相場変動への適時対応、適正価格での在庫保有

当社グループを取り巻く古物売買業界の事業環境は、COVID-19下のリベンジ消費、物価高や急激な円安に伴い高級ブランド品価格がウクライナ危機前まで上昇しましたが、その後米国の金利引き上げもあり、IT関連銘柄の下落、金融市場の混乱、景気動向の不透明感から、円安進行による円建での価格上昇にも関わらず、高級ブランド品の価格が大幅に下落しており、古物市場での流動性が落ち、価格相場の混乱を招いています。かかる状況下、大黒屋では、CtoBの商品買取を基本とし、更にBtoCの商品販売を展開する際に、相場変動への適時対応やシステム内に構築された価格データを駆使して一般顧客より高く買取り、他の顧客に安く販売するというビジネスモデルを展開しております。特にバックにおいては在庫回転期間が30日以内で推移しています。かかる状況を踏まえ、引き続き、相場状況を注視しながら余剰在庫を削減し、適正価格による在庫の確保を進めて参ります。

④ 電機事業の事業構造改革の実施

電機事業については、生産体制の更なる効率化や製品の統廃合や在庫管理の強化により製造原価の逓減を進め、結果として利益率が向上して参り

ました。今後も引き続きお取引先に理解を得ながら不採算製品の削減や在庫圧縮を徹底するとともに製造間接費の更なる削減を実施して参ります。

⑤ キャッシュ・フロー重視の経営と経営基盤の拡充

質屋、古物売買業の強化、電機事業の抜本的な事業構造改革及び本社経費の削減等により、営業利益拡大を図るとともに事業リスクを減減させ投資の回収を図り、キャッシュ・フローを重視した経営を進めて参ります。

⑥ 異業種との業務提携

大黒屋が1947年の創業以来76年で培った正確な真贋鑑定能力、過去の知見に起因するデータの蓄積及びそのDX化の結果として、当社グループが構築した真贋鑑定システム、買取システム、Dynamic Pricing システム及びキュレーションシステム等の展開を更に推し進め当社グループと異業種との業務提携等を含め国内外のプラットフォームやブランド品関連企業へ提供していきます。その第1弾として大黒屋では昨年4月20日に株式会社JTBと新たな事業を開始し、更にその第2弾を本年3月13日より5月31日迄展開して参りました。また、店舗施策においてはパルコ吉祥寺に本年3月に買取専門店を出店する等新たな店舗展開を取り組む事で持続可能な地域・社会づくりに貢献するビジョンの実現に向け経営基盤の強化を図って参ります。

(5) 主要な事業内容（令和5年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結対象会社10社で構成され、産業用の照明器具や電路配管器具の製造・販売を主体とする電機事業と、質屋営業法に基づく質屋業及び古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品）の買取と販売を主体とする質屋、古物売買業を展開しております。

（質屋、古物売買業）

子会社の大黒屋において、質屋営業法に基づく質屋業並びに古物営業法に基づく中古ブランド品（バッグ、時計、宝飾品等）の買取と販売とを行っております。

なお、英国のSFLグループにつきましては、令和元年9月17日に事業を撤退する方針を決定し、同9月30日には質債権を同国の質金融大手 Harvey & Thompson Limitedに譲渡するなど、事業撤退を進めております。

（電機事業）

当社の製品は、産業用照明器具群、制御機器群、電気工事材群から構成さ

れており、産業用照明器具群と電気工事材群は、各地区の代行店及び代理店を通じて販売しております。制御機器群は、主としてOEM商品、特定ユーザー向け商品として販売をしております。なお、当連結会計年度における、電機事業に係る主要な関係会社の異動はありません。

(6) 主要な事業所及び工場 (令和5年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
工 場	小山工場 (栃木県小山市)

② 主要な子会社の事業所

株式会社エスピーオー	本社 (東京都港区)
オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社	本社 (東京都港区)
大黒屋グローバルホールディング株式会社	本社 (東京都港区)
株式会社大黒屋	本社 (東京都港区)、国内支店24店
AU 79 LIMITED	本社 (英国レスター)
AG 47 LIMITED	本社 (英国レスター)
SPEEDLOAN FINANCE LIMITED	本社 (英国レスター)
CHANNRY COLLECTIONS LIMITED	本社 (英国レスター)
ラックスワイズ株式会社	本社 (東京都港区)
上海黛庫商業有限公司	本社 (中国上海)

(7) 従業員の状況 (令和5年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
162名 (23名)	△39名(△3名)

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループから、グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
13名 (6名)	△1名 (△2名)	56.7歳	25.4年

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループから、グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先 (令和5年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社東京スター銀行	2,350百万円
株式会社りそな銀行	2,350百万円

- (注) 1. 運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額3,500百万円のコミットメントライン契約を株式会社東京スター銀行及び株式会社りそな銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は3,500百万円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (令和5年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 312,000,000株
- ② 発行済株式の総数 116,982,866株 (自己株式12,143株を含む)
- ③ 株主数 23,676名
- ④ 大株主 (上位10名の株主)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
小川 浩平	18,161	15.53
株式会社SBI証券	2,015	1.72
楽天証券株式会社	1,900	1.62
魚津海陸運輸倉庫株式会社	1,136	0.97
SMB C日興証券株式会社	1,085	0.93
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR B NYM GCM CLIENT ACCTS MIL MFE	1,013	0.87
マネックス証券株式会社	830	0.71
松井証券株式会社	674	0.58
田村 都志雄	652	0.56
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	650	0.56

(注) 持株比率は、自己株式(12,143株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第15回新株予約権
発行決議日		平成28年3月8日
新株予約権の数(個)		2,876個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 287,600株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり8,549円 当該金額払込みに代えて報酬債権と相殺する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成28年3月30日の翌日から30年以内。ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使の条件		新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。
役員の 保有状況	取締役	新株予約権の数 2,673個 目的となる株式数 267,300株 保有者数 4名
	監査役	新株予約権の数 203個 目的となる株式数 20,300株 保有者数 3名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項（令和5年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 川 浩 平	大黒屋グローバルホールディング株式会社代表取締役社長 株式会社大黒屋代表取締役社長 SPEEDLOAN FINANCE LIMITED デイレクター 上海黛庫商業有限公司董事長
取 締 役	辛 羅 林	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取 締 役	鞍 掛 法 道	大黒屋グローバルホールディング株式会社取締役 株式会社大黒屋取締役
取 締 役	伴 野 健 二	—
取 締 役	中 岡 邦 憲	株式会社スマートコミュニティ取締役
監 査 役（常勤）	永 井 卓	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役 株式会社大黒屋監査役
監 査 役	栃 木 敏 明	弁護士・のぞみ総合法律事務所創業パートナー 株式会社ヨコオ 社外監査役
監 査 役	粕 井 滋	大黒屋グローバルホールディング株式会社監査役

- (注) 1. 取締役 伴野健二氏及び中岡邦憲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 栃木敏明氏及び粕井滋氏は、社外監査役であります。
3. 当社は社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 伴野健二氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 中岡邦憲氏は、金融機関での長年の業務経験及び事業会社での役員経験があり、取締役として相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外役員の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「③社外役員に関する事項」に記載しております。
7. 大黒屋グローバルホールディング株式会社、株式会社大黒屋、SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及び上海黛庫商業有限公司は当社連結子会社であります。

②取締役及び監査役の報酬等

(1)役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年3月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬等については、平成9年6月27日開催の第88期定時株主総

会において、その限度額を各事業年度における取締役全員の報酬につき総額で月額5千万円以内と決議しております。

取締役個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針については、当該株主総会で承認された限度額の範囲内で、各取締役の役位、在任期間、担当職務、専門性及び実績等を踏まえ作成した原案を各取締役に事前に説明し意見交換した上で取締役会にて審議し、取締役会の決議によりその分配を代表取締役に一任して決定する方針としています。

イ. 業績連動報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等）は無く、算定方法の決定に関する方針については、定めておりません。

ウ. 非金銭報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬等（非金銭報酬等）については、平成27年6月26日開催の第106期定時株主総会において、取締役の株式報酬型ストックオプションとして割り当てられる新株予約権に関する報酬等の額を各事業年度における取締役全員につき総額で月額5千万円の範囲内と決議しております。

取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の決定については、中長期の視点で在任期間や中長期の担当職務貢献度等を総合的に勘案して一定の裁量により決定する方針としております。

エ. 報酬等の割合に関する方針

上記アの報酬等の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針については、特段定めておりません。

オ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

上記アの報酬等の額：毎月の支払

非金銭報酬等の額：任意の時期

カ. 報酬等の決定の委任に関する事項

i. 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若しくは担当

代表取締役社長 小川 浩平

ii. iの者に委任する権限の内容

取締役会で承認した各取締役の個々の報酬額案にもとづき、具体的な個々の報酬額を決定

iii. iの者に委任する理由

当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断した為であります。

iv. iの者により iiの権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

定めておりません。

キ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（カに掲げる事項を除く。）

該当事項はありません。

ク. 上記アからキまでに掲げる事項のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2)当該事業年度にかかる報酬等の総額等

(単位：千円)

区 分	支給人員	当期の報酬総額	当期の基本報酬	当期の退職慰労金
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	52,650 (3,900)	48,600 (3,600)	4,050 (300)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,400 (5,200)	9,600 (4,800)	800 (400)
計 (うち社外役員)	7名 (4名)	63,050 (9,100)	58,200 (8,400)	4,850 (700)

(注) 1. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

2. 上記の退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

3. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は月額50,000千円以内(平成9年6月27日決議)であります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は7名であります。また、別枠でストック・オプション報酬額として年額50,000千円以内(平成27年6月26日決議)であります。当該株主総会終結時点での取締役の員数は5名であります。

4. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は月額2,000千円以内(平成元年8月30日決議)であります。当該株主総会終結時点での監査役の員数は5名であります。また、別枠でストック・オプション報酬額として年額5,000千円以内(平成27年6月26日決議)であります。当該株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

③ 社外役員に関する事項

取締役 伴野 健二

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

・ 取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

・ 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

同氏は取締役会における議案について、効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。

・ 同氏の意見により変更された事業方針

特にございませぬ。

取締役 中岡 邦憲

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、株式会社スマートコミュニティの取締役であります。

なお、当社との商取引はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

・ 取締役会への出席状況

出席率は100%であります。

- ・社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
同氏は取締役会における議案について、法律的観点及び効率的な経営の観点から十分に審議検討を行い発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

監査役 栃木 敏明

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、弁護士であります。また、のぞみ総合法律事務所創業パートナーであります。なお、当社と顧問弁護士契約を締結いたしておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。また、株式会社ヨコオの社外監査役であります。同社と当社との間には、特別の関係はございません。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・監査役会への出席状況
出席率は100%であります。
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、法律的観点から適宜発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

監査役 粕井 滋

イ. 他の法人等における業務執行取締役等の兼任状況

同氏は、大黒屋グローバルホールディング株式会社の監査役であります。

ロ. 当該事業年度における主な活動状況

- ・取締役会への出席状況
出席率は100%であります。
- ・監査役会への出席状況
出席率は100%であります。
なお、取締役会や監査役会、その他の機会において常勤監査役と十分に意見交換を実施し、効率的な経営の観点から適宜発言しております。
- ・同氏の意見により変更された事業方針
特にございませぬ。

なお、当事業年度開催の取締役会8回の他、会社法第370条及び当社定款第29条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が24回ありました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は業務執行をしない取締役 辛羅林氏、伴野健二氏、中岡邦憲氏及び監査役 永井卓氏、栃木敏明氏、粕井滋氏との間には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

⑤役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役、監査役であり、保険料は会社が負担しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および争訟費用を填補することとしています。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	35,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社（SPEEDLOAN FINANCE LIMITED及び上海黨庫商業有限公司）については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

・会計監査人の責任免除

当社は、定款の定めに従って、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定めております。

・会計監査人の責任限度

当社は、定款の定めに従って、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。その場合、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定するいずれか高い額であります。

なお、現在は会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととし、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。

当社は、このような認識に基づき社会規範・倫理そして法令などを厳守し公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。

当社は、社会規範や法令の遵守はもちろんのこと経営理念・精神を適宜教育・指導することにより企業活動に邁進する。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存、及び廃棄に関する規程に基づき整理、保存するとともに必要に応じ規定の見直しを行う。

当社の取締役及び監査役はこれらの情報及び文書等を常時閲覧できる。

当社の監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制構築の基礎として、今後はリスク管理に関する規程を定め、当社グループを取り巻く個々のリスクを特定したうえで適切なリスク対応策を講ずるものとする。

不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役を委員長とするリスク管理対策本部を総務部内に設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーの協力のもと、厳正かつ迅速な危機管理対応策を講ずるものとする。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会をはじめとする重要な会議を適宜開催することとしている。また、時限性を有する事項・案件については機動的に会議を開催し、スピーディーかつ十分に議論を尽くした上で執行決定を行う。決定された業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会、幹部会議などで適宜報告し、取締役会による監督を受ける。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループに属する子会社が定める重要な稟議事項や事故報告については、兼務役員が適宜情報を取り纏め、当社への報告を適宜行うとともに、当社において、当該子会社に対して必要に応じ報告を求める。
- イ 子会社における法令遵守、リスク管理を確保するための体制等
- 当社は、子会社において法令遵守、リスク管理が適正に行われるように、子会社に対し適切な管理監督、協議、指導助言が行われる体制を構築する。
- 再生事業投資の健全な発展に資するため、当該事業活動に関わる子会社・関連会社等については、それぞれ事業別に責任を負う取締役を任命し、当社基本方針に基づき法令遵守体制、リスク管理体制を確立する。
- ⑥ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性等に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として総務部員を指名することができる。補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮命令権は監査役に移譲され、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものは、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款違反行為などを認知した場合、速やかにその事実を当社の監査役に報告する。
- 当社の常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や幹部会議など重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ当社の取締役又は使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けたものにその説明・報告を求めることができるものとする。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、当社グループの会計監査人であるHLB Meisei有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

監査役は、必要に応じて当社経営陣との定期的な意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、四半期毎の業績の報告を行い、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から審議いたしました。また、当社の取締役3名は、当社子会社の取締役を兼任しており、適宜子会社における取締役会に出席し、情報の共有を図り、グループ全体の経営課題の把握とその対応に取り組みました。

② 常勤監査役は、取締役会に出席し、業務及び財産の状況並びに取締役の業務執行の適法性の確認、法令定款等の遵守について監査を行い、監査役会にて情報を共有いたしました。また、会計監査人等と情報交換を行うことにより、当社グループの内部統制システム全般の整備状況、運用状況を把握するとともに、より効率的な監査の運用について検討しております。

③ 財務報告に係る内部統制については、決算財務プロセスその他重要なプロセスの検証及び評価を実施しております。

④ 反社会的勢力には、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針と位置づけ、早期に実現できるよう、最重要課題として取り組んでおります。なお、今期における配当金につきましては、実施を見送らせていただくことになりました。株主の皆様には、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

連結貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	901,438	1. 支払手形及び買掛金	47,291
2. 受取手形	50,198	2. 短期借入金	3,500,000
3. 売掛金	332,468	3. 1年内返済予定の長期借入金	1,200,000
4. 営業貸付金	2,136,916	4. 未払法人税等	146,714
5. 商品及び製品	1,566,505	5. 契約負債	44,437
6. 仕掛品	21,839	6. その他	422,986
7. 原材料及び貯蔵品	39,351	7. 事業整理損失引当金	23,238
8. その他	322,992	流動負債合計	5,384,668
9. 貸倒引当金	△ 1,453	II 固定負債	
流動資産合計	5,370,258	1. 退職給付に係る負債	9,730
II 固定資産		2. 役員退職慰労引当金	8,517
1. 有形固定資産		3. 資産除去債務	16,000
(1) 建物及び構築物	671,261	4. その他	61,590
減価償却累計額	△ 524,872	固定負債合計	95,838
建物及び構築物(純額)	146,389	負債合計	5,480,506
(2) 機械装置及び運搬具	129,483		
減価償却累計額	△ 129,483	(純資産の部)	
機械装置及び運搬具(純額)	0	I 株主資本	
(3) 工具、器具及び備品	701,267	1. 資本金	2,955,414
減価償却累計額	△ 671,792	2. 資本剰余金	1,003,601
工具、器具及び備品(純額)	29,475	3. 利益剰余金	△ 2,360,418
(4) 土地	41,446	4. 自己株式	△ 2,196
有形固定資産合計	217,310	株主資本合計	1,596,400
2. 無形固定資産		II その他の包括利益累計額	
(1) のれん	356,538	1. その他有価証券評価差額金	4,726
(2) その他	4,517	2. 為替換算調整勘定	△ 1,024,682
無形固定資産合計	361,055	その他の包括利益累計額合計	△ 1,019,955
3. 投資その他の資産		III 新株予約権	24,586
(1) 投資有価証券	40,825	IV 非支配株主持分	623,607
(2) 退職給付に係る資産	5,587	純資産合計	1,224,638
(3) 差入保証金	630,800	負債純資産合計	6,705,145
(4) 繰延税金資産	77,224		
(5) その他	4,723		
(6) 貸倒引当金	△ 2,640		
投資その他の資産合計	756,521		
固定資産合計	1,334,887		
資産合計	6,705,145		

連結損益計算書

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		12,452,113
II 売 上 原 価		8,966,687
売 上 総 利 益		3,485,426
III 販売費及び一般管理費		3,356,197
営 業 利 益		129,228
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	1,454	
2. 受 取 配 当 金	1,111	
3. 受 取 手 数 料	14,722	
4. 受 取 保 険 金	2,250	
5. 為 替 差 益	6,390	
6. そ の 他	5,728	31,658
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	116,036	
2. 支 払 手 数 料	45,860	
3. 退 去 遅 延 金	26,412	
4. そ の 他	3,585	191,895
経 常 損 失		31,008
VI 特 別 損 失		
1. 減 損 損 失	7,505	
2. 固 定 資 産 除 却 損	9	
3. 和 解 金	700	
4. 事 業 整 理 損	14,196	
5. 資 産 除 去 債 務 履 行 差 額	12,244	34,656
税金等調整前当期純損失		65,665
法人税、住民税及び事業税	176,406	
法 人 税 等 調 整 額	5,822	182,229
当 期 純 損 失		247,894
非支配株主に帰属する当期純利益		27,383
親会社株主に帰属する当期純損失		275,278

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年5月25日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田	剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関	和輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大黒屋ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第114期連結会計年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該連結会計年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月26日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 永井 卓 ㊟

監査役 栃木 敏明 ㊟

監査役 粕井 滋 ㊟

(注) 監査役栃木 敏明及び粕井 滋の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	46,684	1. 支払手形	29,330
2. 受取手形	50,198	2. 買掛金	11,017
3. 売掛金	48,765	3. 関係会社短期借入金	5,461,770
4. 商品及び製品	28,571	4. 未払金	20,420
5. 仕掛品	21,839	5. 未払費用	1,625,941
6. 原材料及び貯蔵品	35,431	6. 未払法人税等	3,256
7. 前払費用	2,758	7. 預り金	1,852
8. 関係会社短期貸付金	990,300	8. 関係会社預り金	1,161,000
9. 短期貸付金	70,490	流動負債合計	8,314,589
10. その他	34,062	II 固定負債	
流動資産合計	1,329,102	1. 資産除去債務	16,000
II 固定資産		2. 繰延税金負債	1,711
1. 有形固定資産		3. 役員退職慰労引当金	8,517
(1) 建物	65,627	4. その他	58,716
減価償却累計額	△ 65,627	固定負債合計	84,944
建物(純額)	0	負債合計	8,399,534
(2) 機械及び装置	96,809	(純資産の部)	
減価償却累計額	△ 96,809	I 株主資本	
機械及び装置(純額)	-	1. 資本金	2,955,414
(3) 車両運搬具	24,347	2. 資本剰余金	
減価償却累計額	△ 24,347	(1) 資本準備金	1,320,796
車両運搬具(純額)	0	(2) その他資本剰余金	517,759
(4) 工具、器具及び備品	170,113	資本剰余金合計	1,838,555
減価償却累計額	△ 170,113	3. 利益剰余金	
工具、器具及び備品(純額)	0	(1) その他利益剰余金	
有形固定資産合計	0	繰越利益剰余金	△ 4,382,203
2. 投資その他の資産		利益剰余金合計	△ 4,382,203
(1) 投資有価証券	100	4. 自己株式	△ 2,196
(2) 関係会社株式	7,303,739	株主資本合計	409,569
(3) 前払年金費用	5,587	II 新株予約権	24,586
(4) 破産更生その他債権	284,801	純資産合計	434,156
(5) 貸倒引当金(固定)	△ 91,971	負債・純資産合計	8,833,690
(6) その他	2,331		
投資その他の資産合計	7,504,588		
固定資産合計	7,504,588		
資産合計	8,833,690		

損 益 計 算 書

(令和4年4月1日から)
(令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		277,270
II 売 上 原 価		183,205
売 上 総 利 益		94,064
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		381,617
営 業 損 失		287,552
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	1,409	
2. 受 取 家 賃	315	
3. 受 取 業 務 委 託 料	960	
4. 経 営 指 導 料	5,400	
5. 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	9,770	
6. そ の 他	242	18,099
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	272,898	
2. そ の 他	150	273,049
経 常 損 失		542,502
VI 特 別 損 失		
1. 固 定 資 産 除 却 損	0	
2. 減 損 損 失	7,505	
3. 関 係 会 社 株 式 評 価 損	45,141	52,646
税 引 前 当 期 純 損 失		595,149
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,019
法 人 税 等 調 整 額		△47
当 期 純 損 失		597,121

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年5月25日

大黒屋ホールディングス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人
東京都台東区

指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大黒屋ホールディングス株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月26日

大黒屋ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	永井卓	㊟
監査役	栃木敏明	㊟
監査役	粕井滋	㊟

(注) 監査役栃木 敏明及び粕井 滋の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案 監査役2名選任の件

監査役栃木敏明氏及び粕井滋氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	フリガナ氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	トチギトシアキ 栃木敏明 (昭和24年4月16日生)	昭和54年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成7年5月 のぞみ総合法律事務所創業パートナー(現任) 平成10年4月 第二東京弁護士会 副会長 平成15年4月 同 事務局長 平成17年4月 日本弁護士連合会 常務理事 平成18年9月 (株)十六銀行 監査役 平成22年4月 第二東京弁護士会 会長 日本弁護士連合会 副会長 平成23年5月 日本弁護士政治連盟 副理事長(現任) 平成23年6月 当社 社外監査役(現任) 平成26年6月 (株)ヨコオ 社外監査役(現任)	0株
2	カスイシゲル 粕井滋 (昭和27年1月21日生)	昭和49年3月 同志社大学社会学部卒業 昭和49年4月 総合商社入社 昭和52年2月 (株)日本マーケティングセンター(現(株)船井総合研究所)入社 昭和59年12月 同社 組織運営部長 平成2年12月 同社 東京第二開発部長 平成9年12月 同社 社長室部長 平成12年1月 (株)コスモ開発代表取締役兼(株)船井総合研究所社長室部長 平成13年11月 プロフィット・パートナーズ(株)((株)船井総合研究所グループ会社)設立 平成24年2月 定年により退社 平成26年2月 粕井総合研究所設立 平成27年6月 当社 社外監査役(現任) 令和3年6月 大黒屋グローバルホールディング(株)監査役(現任)	0株

- (注) 1. 栃木敏明氏及び粕井滋氏は現在当社社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって栃木敏明氏が12年、粕井滋氏が8年となります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 各候補者は社外監査役候補者であります。
4. 選任理由
 - (1) 栃木敏明氏を引き続き社外監査役候補者としたのは、弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
 - (2) 粕井滋氏を社外監査役候補者としたのは、長年にわたる企業経営者としての幅広い知識経験を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。
5. 当社は栃木敏明氏及び粕井滋氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第45条第2項に基づき、法令で定める要件に該当する場合に、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき法令及び同定款規定に定める責任限度額に限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。栃木敏明氏及び粕井滋氏の再任が承認された場合は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 各候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、損害賠償金および争訟費用を填補することとしています。ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は填補されないなどの免責事由があります。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回も更新を予定しております。

以 上

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使について】

インターネットによる議決権行使は、当社が指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。

ご利用に際しましては、次の事項をご覧いただき、ご了承のうえご利用いただけますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

- (1) パソコンをご利用の方 上記アドレスにアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力下さい。
- (2) 議決権の行使期限は、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) パソコンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (5) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- (6) 携帯電話専用サイトは、開設しておりませんのでご了承下さい。

2. 議決権行使のお取り扱い

- (1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしていたします。

3. パスワードのお取り扱い

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。届出印鑑や暗証番号と同様に大切に保管下さい。
パスワードのお電話などによるご照会には、お答えしかねます。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従つてお手続き下さい。

4. パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問合せください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

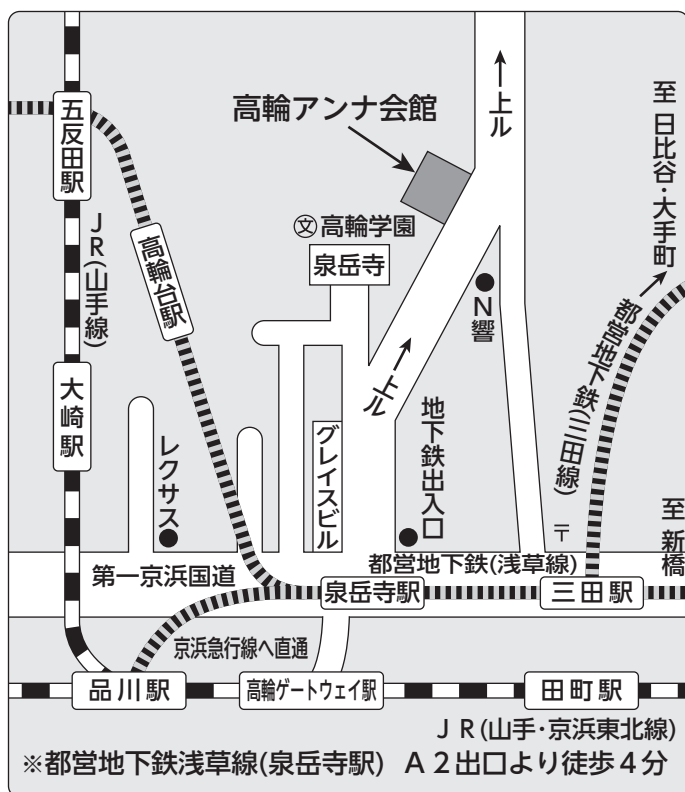
[電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)
以 上

株主総会会場のご案内図

会場：東京都港区高輪二丁目1番13号
高輪タウンハウス内
高輪アンナ会館 ホール
連絡先電話番号 03 (6451) 4300 当社本社

最寄り駅からの交通機関：

都営地下鉄浅草線（泉岳寺駅）A2出口より徒歩4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

